

国立大学法人富山大学扶養手当支給細則

平成 17 年 10 月 1 日制定
平成 18 年 4 月 1 日改正
平成 19 年 4 月 1 日改正
平成 20 年 4 月 1 日改正
平成 21 年 4 月 1 日改正
令和 3 年 3 月 24 日改正
令和 4 年 9 月 27 日改正
令和 4 年 10 月 25 日改正
令和 7 年 3 月 26 日改正

(総則)

第 1 条 国立大学法人富山大学職員給与規則(以下「給与規則」という。)第 9 条に規定する扶養手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(扶養親族の範囲)

第 2 条 給与規則第 9 条第 2 項に規定する「他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者」には、次に掲げる者は含まないものとする。

(1) 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当(扶養手当と同様の趣旨で支給されるもの)の支給の基礎となっている者

(2) 年額 130 万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

イ 年額とは、必ずしも暦年による年額をさすものでなく、将来にわたっての 1 年間の所得とする。

ロ 恒常的な所得とは、給与所得、事業所得、不動産所得等の継続的に収入のある所得をいい、退職所得、一時所得等一時的な収入による所得はこれに含まない。

ハ 所得の金額の算定は、課税上の所得の金額の計算に関係なく、扶養親族として認定しようとする者の年間における総収入金額によるものとする。ただし、事業所得、不動産所得等で、当該所得を得るために人件費、修理費、管理費等の経費の支出を要するものについては、明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費の実額を控除した額によるものとする。

(3) 重度心身障害者の場合は、心身の障害の程度が終身労務に服することができない程度でない者

2 職員が配偶者、兄弟姉妹等と共同して同一人を扶養している場合には、その扶養を受けている者(前項に掲げる者に該当する者を除く。)については、主として職員の扶養を受けている場合に限り、扶養親族として認定することができる。

3 職員が別居している父母等(子以外の者をいう。以下同じ。)を送金等によって扶養している場合には、職員の送金等の負担額が、当該父母等の所得以下の額であっても、当該父母等の全収入(父母等の所得及び職員その他の者の送金等による収入の合計)の 3 分の 1 以上の額であるときには、認定することができる。ただし、職員が兄弟姉妹等と共同して父母等を扶養している場合には、職員の送金等の負担額が兄弟姉妹等の送金等

の負担額のいずれをも上回っている場合に限る。

(届出等)

第3条 給与規則第9条第4項の規定による届出は、扶養親族届(別紙様式1)の提出により行うものとする。

- 2 同条第5項の「届出を受理した日」とは、届出を受け付けた日をさすものとする。ただし、職員が遠隔地等にあつてこの細則に定める書類(以下「届出書類」という。)の送達に日時を要する場合には、実際に発送した日をもって届出を受理した日とする。また、「届出15日の計算」は、その事実が生じた日の翌日(その事実が午前零時に生じたときはその日)から起算し、15日目が休日に当たるときは、その翌日まで延長する。

(認定)

第4条 学長は、前条に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し扶養手当の月額を認定するものとする。

- 2 前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿(別紙様式2)に記載するものとする。
- 3 学長は、第1項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実を証明する書類の提出を求める。
- 4 学長は、扶養手当の支給を受けている職員が正当な理由なく届出書類を提出しない場合には、扶養手当の支給を一時差し止めることができる。
- 5 前項の場合において、支給を一時差し止めた月の初日(以下「支給一時差止日」という。)から3月以内に届出書類が提出され、支給要件を満たしていることが確認できた場合は、支給の一時差し止めを解除し、支給一時差止日に遡って手当を支給する。
- 6 第4項の場合において、支給一時差止日から3月以内に届出書類が提出されなかったときは、支給一時差止日から支給要件が消滅したものとみなす。
- 7 学長は、前項の規定により支給要件が消滅したものとみなした場合は、対象となった職員に対して、その旨を通知するものとする。

(支給の停止等)

第5条 扶養手当は、職員が次に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給しない。また、職員が休職(第2号の場合を除く。)にされている場合は、当該休職に応じた支給割合に基づき支給する。なお、これらの期間が開始された場合又は当該期間の終了により職務に復帰等した場合のその月分は、給与規則第36条の規定により日割計算で支給する。

(1) 出勤停止者(国立大学法人富山大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第39条第1項第3号の規定に基づく出勤停止者)

(2) 専従休職者(就業規則第11条第1項第8号の規定に基づく休職者)

(3) 育児休業職員(国立大学法人富山大学職員の育児休業等に関する規則に基づく休業職員(部分休業者及び出生時育児休業者の就業日を除く。))

(4) 介護休業職員(国立大学法人富山大学職員の介護休業等に関する規則に基づく休業職員(部分休業者を除く。))

(5) 大学院修学休職者(就業規則第11条第1項第7号の規定に基づく休職者)

- 2 給与規則第34条の規定により給与が減額される場合でも減額されない。

(事後の確認)

第6条 学長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が給与規則第9条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合において、第4条第3項の規定を準用する。

(その他)

第7条 この細則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この細則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年9月27日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年10月25日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、改正後の第2条第3項の規定の適用については、同項中「父母等(子以外の者をいう。以下同じ。)」とあるのは「父母等(配偶者及び子以外の者をいう。以下同じ。)」とする。

(様式1)

扶 養 親 族 届

富山大学長 殿

年 月 日提出

所属・職名		内線番号	
氏 名		配偶者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

扶養親族について下記の通り届け出ます。

届出の理由【該当する□にレ印を付す】

- 1 新たに扶養親族となった者が有る
- 2 扶養親族でなくなった者が有る
(子及び孫、弟妹で満22歳の年度末を超えた者は届出の必要はない)
- 3 配偶者のない職員となった*4
- 4 配偶者を有するに至った*4

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生年月日	届出の事由
				所得の種類	金額		

【記入上の注意】

1. 「続柄」欄には、職員との続柄を記入する。
2. 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額(見込額)を記入する。
3. 「届出の事由」欄には、事由(例えば婚姻、出生、満60歳以上、重度心身障害者、離職、雇用保険受給終了、所得減、離婚、就職、所得増、死亡、扶養換等)をそれぞれ記入する。
4. 現在扶養手当を支給されている職員で、配偶者の有無の状況に変更があった場合は(扶養親族で有る無しにかかわらず)、必ず届け出ること。

備考 <上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいる場合等、認定上参考になると思われる事項があれば記入する。>

【参考 給与事務担当者記入欄(記入不要)】

--

(様式2)

扶 養 手 当 認 定 簿

氏 名	
-----	--

1 扶養親族の状況

扶養親族の氏名	続柄	生年月日 (加算開始時期)	届出提出 (受理) 年 月 日	届出事実の 発生前年月日	届出の事由	支給の始期・終期 (満22歳年度末)
	配偶者	年 月 日	年 月 日	年 月 日		年 月分から
		年 月 日	年 月 日	年 月 日		年 月分から
		年 月 日	年 月 日	年 月 日		年 月分から
		年 月 日	年 月 日	年 月 日		年 月分から
		年 月 日	年 月 日	年 月 日		年 月分から
		(年 4月～)	年 月 日	年 月 日		年 月分まで (年 3月)
		年 月 日	年 月 日	年 月 日		年 月分から
		(年 4月～)	年 月 日	年 月 日		年 月分まで (年 3月)
		年 月 日	年 月 日	年 月 日		年 月分から
		(年 4月～)	年 月 日	年 月 日		年 月分まで (年 3月)
		年 月 日	年 月 日	年 月 日		年 月分から
		(年 4月～)	年 月 日	年 月 日		年 月分まで (年 3月)
		年 月 日	年 月 日	年 月 日		年 月分から
		(年 4月～)	年 月 日	年 月 日		年 月分まで (年 3月)
		年 月 日	年 月 日	年 月 日		年 月分から
		(年 4月～)	年 月 日	年 月 日		年 月分まで (年 3月)
		年 月 日	年 月 日	年 月 日		年 月分から
		(年 4月～)	年 月 日	年 月 日		年 月分まで (年 3月)

3 扶養手当の月額認定(支給額の改定)

支給開始(終了) 支給額改定時期	配偶者の 有 無	配偶者 以外の 認定扶養 親族	認定扶養 親族中 加算措置 の対象と なる子	扶養手当 の月額	認定等の事由	認定(確認) 年 月 日	取扱者 認印
年 月分から	<input type="checkbox"/> 有・扶養 <input type="checkbox"/> 有・非扶養 <input type="checkbox"/> 無	人	人	円		年 月 日	
年 月分から	<input type="checkbox"/> 有・扶養 <input type="checkbox"/> 有・非扶養 <input type="checkbox"/> 無	人	人	円		年 月 日	
年 月分から	<input type="checkbox"/> 有・扶養 <input type="checkbox"/> 有・非扶養 <input type="checkbox"/> 無	人	人	円		年 月 日	
年 月分から	<input type="checkbox"/> 有・扶養 <input type="checkbox"/> 有・非扶養 <input type="checkbox"/> 無	人	人	円		年 月 日	
年 月分から	<input type="checkbox"/> 有・扶養 <input type="checkbox"/> 有・非扶養 <input type="checkbox"/> 無	人	人	円		年 月 日	
年 月分から	<input type="checkbox"/> 有・扶養 <input type="checkbox"/> 有・非扶養 <input type="checkbox"/> 無	人	人	円		年 月 日	
年 月分から	<input type="checkbox"/> 有・扶養 <input type="checkbox"/> 有・非扶養 <input type="checkbox"/> 無	人	人	円		年 月 日	
年 月分から	<input type="checkbox"/> 有・扶養 <input type="checkbox"/> 有・非扶養 <input type="checkbox"/> 無	人	人	円		年 月 日	
年 月分から	<input type="checkbox"/> 有・扶養 <input type="checkbox"/> 有・非扶養 <input type="checkbox"/> 無	人	人	円		年 月 日	
年 月分から	<input type="checkbox"/> 有・扶養 <input type="checkbox"/> 有・非扶養 <input type="checkbox"/> 無	人	人	円		年 月 日	
年 月分 から まで	<input type="checkbox"/> 有・扶養 <input type="checkbox"/> 有・非扶養 <input type="checkbox"/> 無	人	人	円		年 月 日	

2 配偶関係の状況

届出提出(受理) 年 月 日	届出事実の発生 年 月 日	配 偶 関 係
年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 発生 ・ <input type="checkbox"/> 消滅
年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 発生 ・ <input type="checkbox"/> 消滅

4 備 考

<記入上の注意>

- 「生年月日(加算開始時期)」欄には、加算措置の対象となる者について、加算開始の時期を()内に記入する。
- 「届出提出(受理)年月日」欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合にあっては、届出受理日を()書で付記する。
- 「支給の始期・終期(満22歳年度末)」欄の()内には、子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失する時期を記入する。
- 子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を支給要件を喪失した場合は、「届出提出(受理)年月日」欄及び「届出事実の発生前年月日」欄の記入は要しない。なお、「届出の事由」欄には、「満22歳年度末」と記入する。
- 「配偶者の有無」欄は、配偶者の有無及び配偶者有の場合における扶養認定の状況について、該当する□にレ印を付す。
- 「備考」欄は、扶養親族及び扶養手当額の認定上、特に必要な事項を記入する。

--